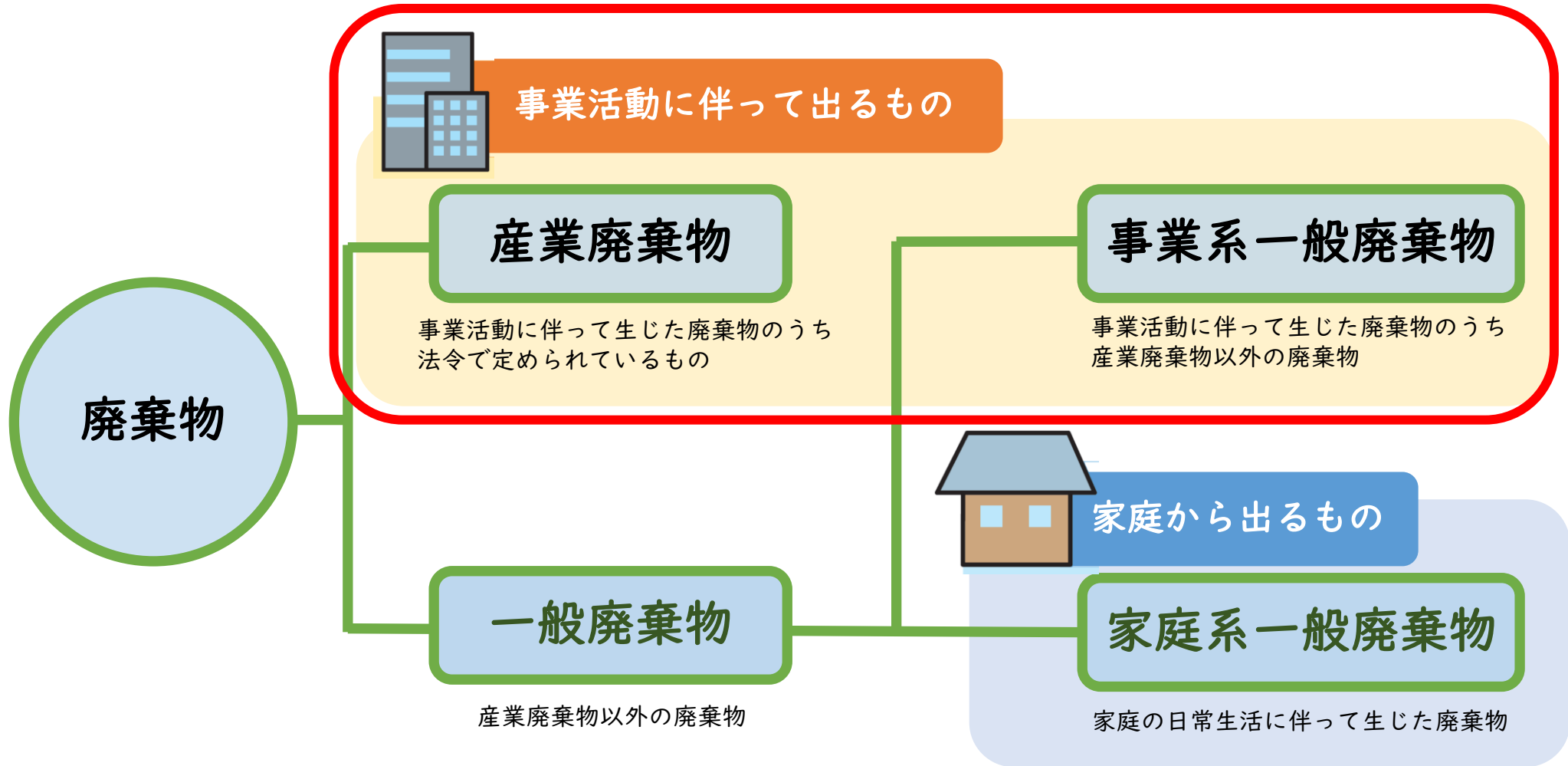




# 事業所から出る廃棄物の 適正処理について

松山市 環境部 廃棄物対策課

# 1. 廃棄物について



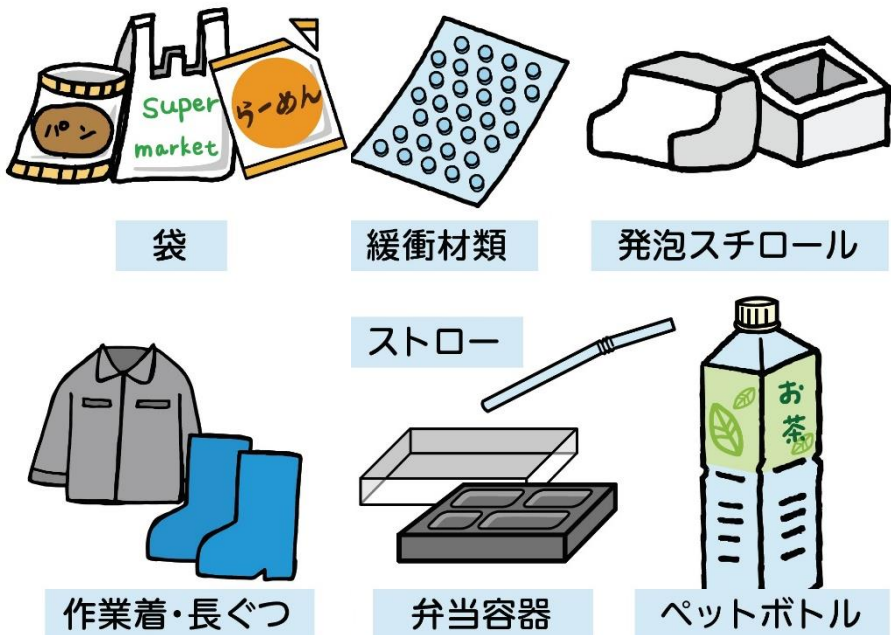
# 産業廃棄物の種類

ごみの種類		処理先
産業廃棄物 法令で定められているもの	<p>廃プラスチック類、金属くず、がれき類、ゴムくず、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、燃え殻、ばいじん、鉱さい、産業廃棄物を処分するために処理したもの</p> 	産業廃棄物処理業者
	<p>下記①～⑦のものは、業種により<b>産業廃棄物</b>（カッコ内が指定業種）となりますが、<u>指定業種以外の飲食店、小売店、オフィスなどから出る場合、事業系一般廃棄物</u>となります。</p> <p>① 紙くず（建設業、出版業、新聞業、製本業、印刷物加工業、パルプ製造業など）                  ② 木くず（建設業、木材木製品製造業、輸入材木の卸売業など）※ <u>木製パレットは業種の指定なし</u>                  ③ 繊維くず（建設業、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業など）                  ④ 動植物性残さ（食料品・医薬品・香料製造業）、⑤ 動物系固形不要物（と畜場、食鳥処理場）                  ⑥ 動物のふん尿（畜産農業）、⑦ 動物の死体（畜産農業）</p> 	

◎ 上記20品目が産業廃棄物とされ、これ以外が一般廃棄物となります。

# 産業廃棄物

## 廃プラスチック類



## 金属くず



## ガラスくず・陶磁器くず コンクリートくず



### ●処理方法

自ら行うか、排出する廃棄物の処理ができる許可業者に委託します。処理を委託する際には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。

### ●処理施設

#### 民間許可施設

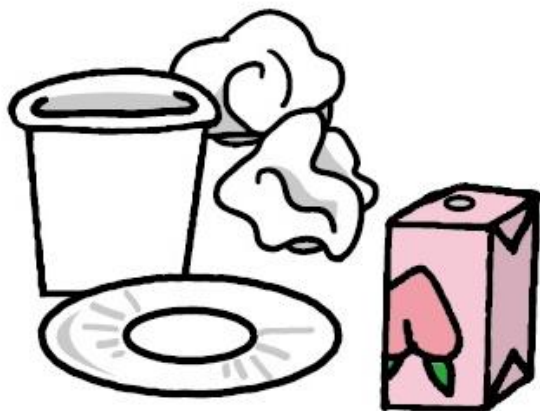
収集運搬、処分業者の確認方法については、「3. 産業廃棄物の処理」で説明

# 事業系一般廃棄物

## 可燃物

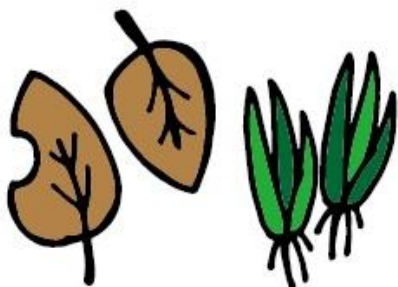


生ごみ・残飯



リサイクルできない紙類

- ・使用済みの紙ナプキン
- ・ティッシュペーパー
- ・紙皿、紙コップ
- ・500ml未満の紙パック類 等



落ち葉・草(土はとり除く)

※黄色透明袋に入れてください!!

### ●処理方法

市ごみ処理施設へ直接搬入するか、  
一般廃棄物の許可業者へ委託

### ●処理施設

南クリーンセンター

市坪西町1000番地1

☎ 089-971-8862

(営業：月～土曜日 8時30分～17時)

西クリーンセンター

大可賀三丁目525番地6

☎ 089-953-1153

(営業：月～金曜日 7時40分～12時、13時～17時  
土曜日 7時40分～12時)

# 事業系一般廃棄物

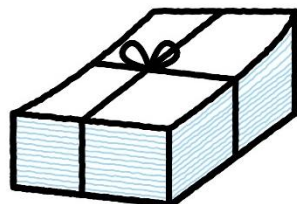
## リサイクルできるもの

●剪定枝などの木くず

●食品循環資源  
(リサイクルできる生ごみ)



木



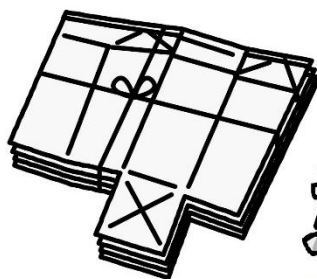
OA用紙



新聞紙・情報誌



段ボール



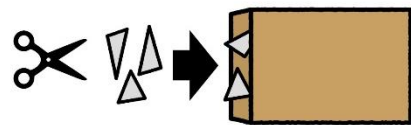
紙パック類  
(500ml以上)



機密書類  
(シュレッダー)



本・雑紙



(紙くずも使用済み封筒に入れてリサイクル)

## ●処理施設 (木くず、食品循環資源)

(株)ロイヤルアイゼン 総合資源リサイクルセンター

萩原乙24番地3

☎ 089-995-0181

○処理先の受け入れ基準に従ってください。

## ●処理施設 (古紙問屋)

愛媛故繊維再生(株)

日の出町10-55

☎ 089-943-0443

(株)カネシロ

空港通5丁目7-2

北吉田町1293-1

☎ 089-973-2480

(株)金城滋商事

問屋町10-7

☎ 089-925-1010

故紙リサイクルセンター(株)

鷹子町690-1

☎ 089-976-1666

(株)南海産業

福角町甲1080-1

☎ 089-922-2102

(株)ロイヤルアイゼン

東長戸1丁目3-22

☎ 089-924-8583

(株)愛媛ダスト

南吉田町2384-1

☎ 089-972-8217

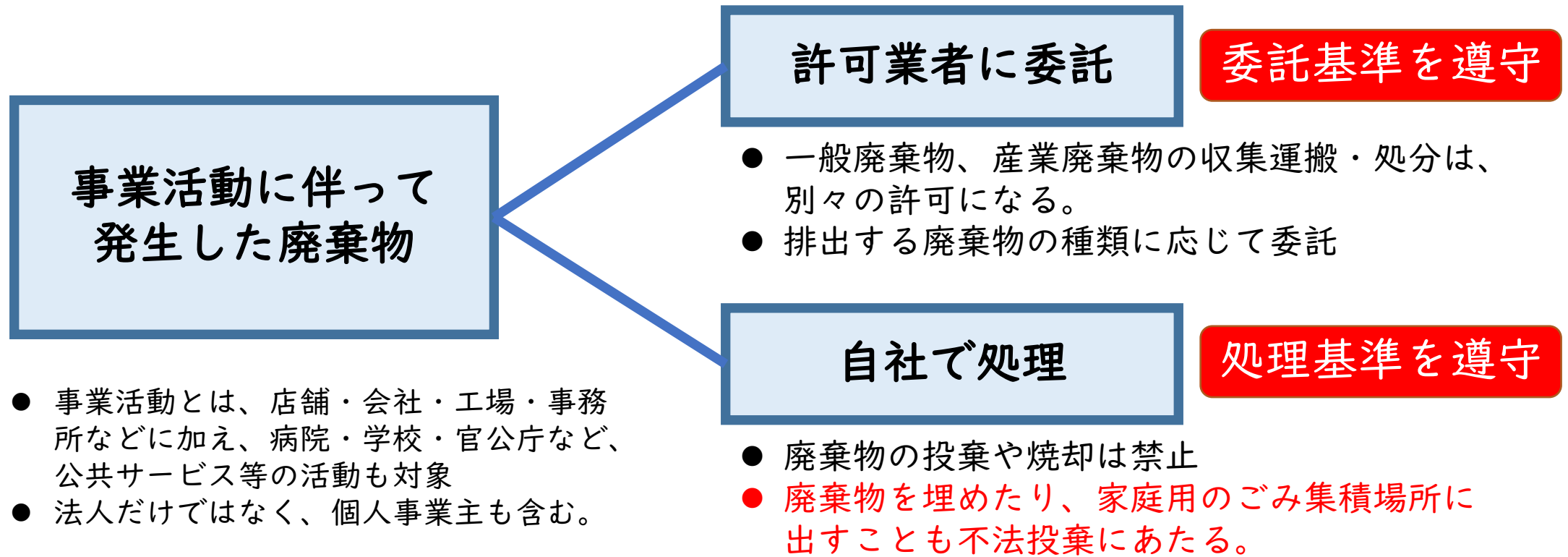
○上記古紙問屋に搬入してください。

○クリップ、ホッチキス、とじひも、ゴム等は除いてください。

○シュレッダーにかけた紙は、機密書類としてごみ袋に入れて出してください。

## 2. 排出事業者の責務

廃棄物処理法では、事業活動に伴い生じた廃棄物は、**排出者自らの責任において処理**することが責務とされています。



## 2-1. 排出事業者の責務を果たしていない違反事例

### 不法投棄

廃棄物の投棄は、「廃棄物処理法」第16条によって禁止されています。

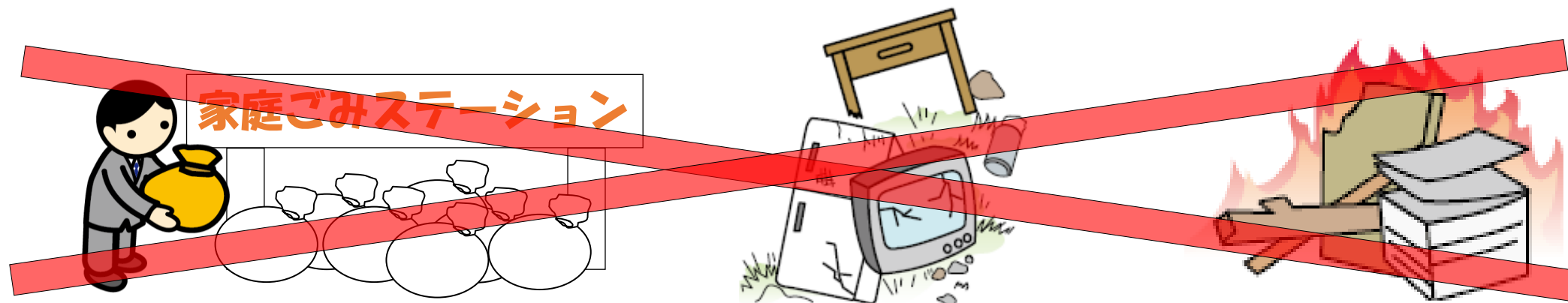
不法投棄をした者には、**5年以下の懲役刑、1千万円以下の罰金刑**が設けられています。さらに、**法人の場合は3億円以下の罰金**が科せられる場合があります。

家庭ごみステーションに事業系ごみを排出する行為についても不法投棄として罰せられることがあります。

### 野外焼却

廃棄物の焼却は、「廃棄物処理法」第16条の2によって一部例外を除き禁止されています。違反者には、**5年以下の懲役刑、1千万円以下の罰金刑**が設けられています。さらに、**法人の場合は3億円以下の罰金**が科せられます。

構造基準を満たさない焼却炉を使った焼却も規制の対象です。焼却炉の構造基準は、廃棄物処理法に定められており、一定規模以上の焼却炉には許可や届出が必要です。





## 2-2. 委託業者の不適正処理が発生した場合の事業者のリスク

自社の廃棄物処理を委託した業者による不適正処理が発生



排出事業者も廃棄物処理法違反に問われるおそれ



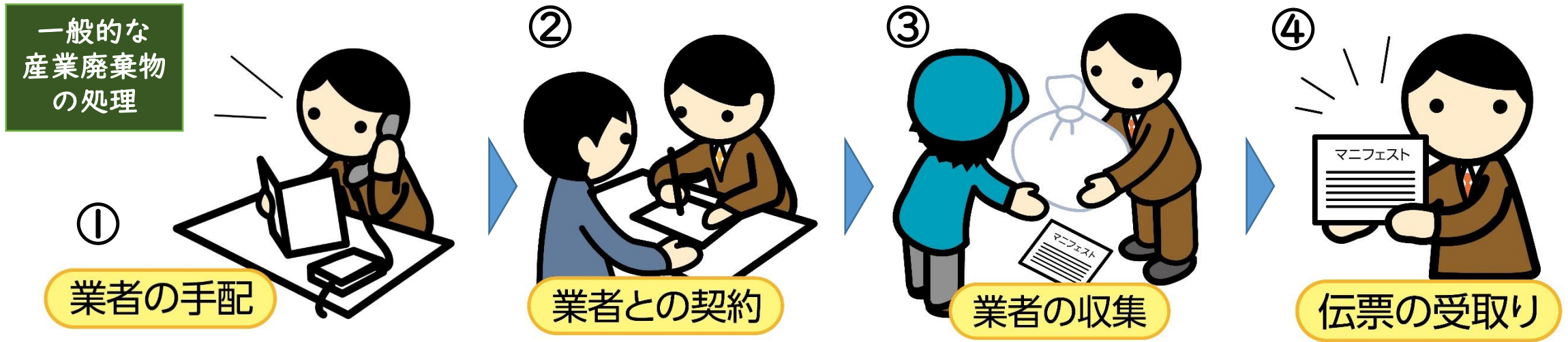
廃棄物の撤去等費用の負担



法令遵守されていないことに対する企業イメージの悪化

事業系ごみは、収集運搬業者に回収してもらったら終わりではなく、  
どのように処理されるか事業者自らが把握に努める必要があります！  
不適正処理を行うような処理業者に委託してはいけません！

# 3. 産業廃棄物の処理



排出する廃棄物の種類によって委託できる業者がことなります。許可の有無や許可品目を許可証で必ず確認しましょう。

収集運搬、処分、それぞれの内容に応じて、各業者と書面による契約が必要です。

排出時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付します。

処理の状況に応じて「マニフェスト伝票」が返却されます。5年間保存しなければなりません。



業者の手配

## ①業者の手配

以下情報を参考に許可業者を選定しましょう。

**※ 無許可業者への処理委託は、罰則対象となりますので、絶対にしないでください。**

### 産業廃棄物処理業者情報

松山市HP（産業廃棄物処理業者の許可情報）での確認

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/gomi/haishori/haisyutu/sanpaikyoka.html>



一般社団法人えひめ産業資源循環協会への問合せ

TEL 089-986-3450

### 一般廃棄物処理業者情報

松山市HP（一般廃棄物収集運搬業者の許可情報）での確認

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/gomi/haishori/haisyutu/ippaisyuusyuunpan.html>





業者の手配

## ①業者の手配

### ◎ 処理委託先の選定についての注意事項

- 委託先の処理施設について、適正処理が行われているか**実地確認**を行う。  
＜保管基準及び処理基準の確認＞
  - ・ 廃棄物が飛散・流出していないか
  - ・ 保管されている廃棄物の量は適切か
  - ・ 必要事項が記載された掲示があるか
  - ・ 委託契約書やマニフェスト等の書類の確認
- 処理業者が施設の維持管理情報等を公表している場合は、その情報を確認する。
- 他の排出事業者からのロコミ情報を参考にする。  
ただし、**金額が安すぎる場合には、十分な処理費用が捻出できず、不適正処理につながるおそれがあります**ので、ご注意ください。



業者との契約

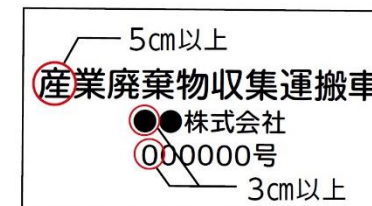
## ②業者との契約

許可業者に処理を委託する場合には、契約書が必要です。

- 委託契約は書面で行う
- 収集運搬業者、処分業者とそれぞれ契約を行う
- 委託契約の記載事項、契約書の添付書類は法律で規定されている
- 契約期間終了後も委託契約書は5年間保存しなければならない。
- 再委託は原則禁止

### 許可業者の見分け方

- 許可証の内容（許可期限や品目）を確認しましょう。
- 産業廃棄物の許可業者は、車両の両面側に許可業者名・許可番号が表示されています。
- 一般廃棄物の許可業者は、車両の両面側に許可業者名（屋号を含む）が表示され、車両の右ドアに「清掃許可業者（松山市）」のシールを貼っています。





### ③業者の収集（収集までの保管）

業者の収集までの間、事業者で生活環境の保全上、支障が無いよう適正に保管しなければなりません。

#### <代表的な保管基準>

1. 人がみだりに立ち入ることができないように保管場所の周囲に囲いを設けること
2. 廃棄物の飛散流出、地下浸透を防止し、悪臭が発散しないように保管容器に入れてシートを掛けるなどの適切な管理をすること
3. ネズミ、ハエ、蚊、その他の害虫が発生しないようにすること
4. 表示例のような表示を見やすい場所に設けること

#### <表示例>

産業廃棄物保管場所	
名称	〇〇株式会社
所在地	松山市〇〇町△△番地
責任者氏名	松山 太郎
連絡先	089-948-〇〇〇〇
保管する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、 金属くず、廃油
最大の高さ	1.8m
最大保管量	廃プラスチック類:8m <sup>3</sup> 金属くず:5m <sup>3</sup> 廃油:18ℓ

60cm以上

60cm以上



### ③業者の収集（マニフェストの交付）

産業廃棄物の排出時にマニフェストを交付しなければなりません。

排出事業者は、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託した場合に、委託した産業廃棄物の受け渡しと同時にマニフェストを交付します。

1. 廃棄物の種類ごと、運搬先ごとにマニフェストを交付します。
2. 運搬車ごとにマニフェストを交付します。  
※複数の車が同時に同じ運搬先に運ぶ場合は、一回の引き渡しとして交付してもかまいません。
3. 廃棄物の種類・数量、交付者氏名や、受託者氏名、最終処分先の記入内容を確認してから交付します。

0000000000 0	松山 太郎
●●●食品類	●●●食品●●●工場
○○県○○市○○町□-□	愛媛県松山市○○町□-□
1 トン	ドラム缶
	動植物性残さ
	たい肥化
株○○運送	○○処理センター○○場
○○県松山市○○町□-□	○○県松山市○○町□-□
株○○処理センター	
○○県松山市○○町□-□	

(マニフェスト(紙)伝票記入例)



伝票の受取り

## ④伝票の受取り

処理が完了するたびにマニフェストが回付されます。

(1) 委託業者から回付されたマニフェスト伝票で処理状況を確認します。

1. 交付したマニフェストの控え (A票)
2. 運搬終了後 (B2票)
3. 中間処理終了後 (D票)
4. 最終処分終了後 (E票)

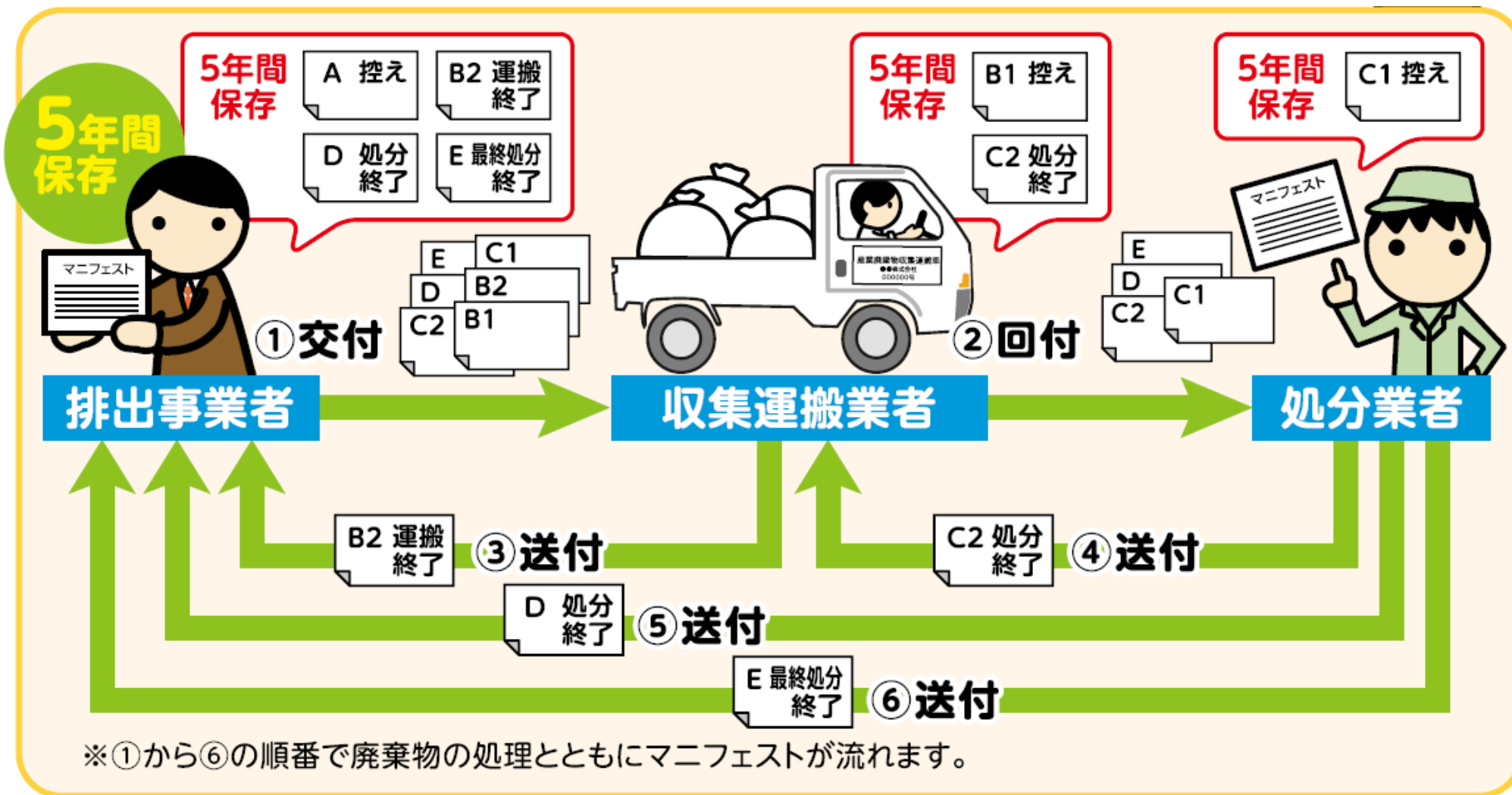
※ 委託業者はそれぞれの処理終了から10日以内に回付

(2) 排出事業者は、運搬受託者、処分受託者から送付されたマニフェストの写しを、送付を受けた時から**5年間保存**しなければなりません。





# マニフェストの流れ





## ④伝票の受取り（年度報告について）

マニフェストを交付した事業者は、市への報告が必要です。

### （1）産業廃棄物管理票交付等状況報告書

松山市内の事業場でマニフェストを交付した事業者は、前年度の交付等の状況を毎年6月30日までに松山市長へ提出しなければなりません。

※ 電子マニフェスト利用者は報告不要です。

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）										
松山市長 殿							平成 年 月 日			
報告者 住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号										
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。										
事業場の名称				事業場の所在地			業 種			
							電話番号			
番号	産業廃棄物の種類	石 含 有 の 有 無	排 出 量 (t)	管 理 票 の 交 付 枚 数	運 搬 受 託 者 の 許 可 番 号	運 搬 受 託 者 の 氏 名 又 は 名 称	運 搬 先 の 住 所	処 分 受 託 者 の 許 可 番 号	処 分 受 託 者 の 氏 名 又 は 名 称	処 分 場 所 の 住 所
1										
2										
3										
4										

備考  
 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。  
 2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめたと提出すること。  
 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。  
 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。  
 5 運搬先又は処分を委託した産業廃棄物に石含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。  
 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。  
 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。  
 （日本工業規格 A列4番）

## 《その他提出書類》

※ 該当する方は書類の提出が必要です。

### (2) (特別管理) 産業廃棄物処理計画書等

松山市内の事業場で多量の産業廃棄物等を排出した事業者は、計画書等を松山市に提出しなければなりません。

※ 報告された内容は、松山市ホームページで公表します。

### (3) 事業系一般廃棄物減量等計画書

事業用延べ床面積の合計が1,000㎡以上の建築物

## 4. 参考情報

### ○ 事業者用 ごみ分別はやわかり帳



<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/gomi/dashikata/bunbetsuhayawakari.html>

(お問合せ)

松山市環境部廃棄物対策課 事業所指導担当

電話：089-948-6959

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館4階

E-mail：[sanpai@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:sanpai@city.matsuyama.ehime.jp)

松山市HP：<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/kankyoubu/sanpai.html>

ご不明な点があれば  
ご連絡ください！

